様式第66（第54条関係）

［略］

備考

１・２　［略］

［削る］

様式第66（第54条関係）

［略］

備考

１・２　［略］

３　別紙の様式によるものは、所定の用紙を使用すること。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日　　経済産業大臣　梶山　弘志

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［削る］	（封印等） **第十五条の二**　タクシーメーターにあっては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の設定値が容易に調整ができないもの若しくは当該タクシーメーターの承認製造事業者、承認輸入事業者又は承認外国製造事業者（法第八十九条第二項に規定する承認外国製造事業者をいう。以下同じ。）により料金計算に係る設定値が封印されているものでなければならない。
［削る］	**第十五条の三**　タクシーメーターにあっては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の運賃設定部に封印がされ、その封印物体が次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものでなければならない。 一　当該タクシーメーターの封印を行った製造事業者又は修理事業者があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出た記号（次号において単に「記号」という。）が付されていること。 二　封印された状態が表示され、かつ、記号を表示できるものであること。

（変更の届出）

第三十四条　法第七十九条第一項（法第八十一条第三項及び第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、施行規則第三十一条第一項の規定を準用する。この場合において、「その届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「研究所又は日本電気計器検定所」と読み替えるものとする。

２　［略］

３　施行規則第三十一条第二項の規定は、承認外国製造事業者（法第八十九条第二項に規定する承認外国製造事業者をいう。）に準用する。この場合において、「法第六十一条第三項」とあるのは「法第八十九条第四項において準用する法第六十一条」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本に準ずるもの」と、「登記事項証明書」とあるのは「登記事項証明書に準ずるもの」と読み替えるものとする。

（表記）

第七十五条　タクシーメーターの表記事項は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（性能）

第七十八条　タクシーメーターの性能は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（タリフ定数の封印に使用する記号）

第七十九条　タクシーメーターのタリフ定数の設定部の封印に使用する記号は、当該封印を行う届出製造事業者（法第四十一条第一項に規定する届出製造事業者をいう。）又は届出修理事業者（法第四十六条第二項に規定する届出修理事業者をいう。）があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出たものでなければならない。

第八十条から**第九十三条**まで　削除

（検定公差）

第九十四条　タクシーメーターの検定公差は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一九）による。

（変更の届出）

第三十四条　法第七十九条第一項（法第八十一条第三項及び第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、施行規則第三十一条第一項の規定を準用する。この場合において、「その届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「研究所又は日本電気計器検定所」と読み替えるものとする。

２　［略］

３　施行規則第三十一条第二項の規定は、承認外国製造事業者に準用する。この場合において、「法第六十一条第三項」とあるのは「法第八十九条第四項において準用する法第六十一条」と、「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本に準ずるもの」と、「登記事項証明書」とあるのは「登記事項証明書に準ずるもの」と読み替えるものとする。

（表記）

第七十五条　タクシーメーターの表記事項は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

（性能）

第七十八条　タクシーメーターの性能は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。

［新設］

第七十九条から**第九十三条**まで　削除

（検定公差）

第九十四条　タクシーメーターの検定公差は、日本産業規格Ｄ五六〇九（二〇一四）による。